



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会社名 株式会社石井表記
代表者名 代表取締役 山下 敦史
(コード番号 6336 東証第2部)
問合せ先 取締役 渡邊 伸樹
管理本部長
(TEL 084-960-1247)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日、中国財務局に提出しました平成 27 年 1 月期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 開示すべき重要な不備の内容

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、連結子会社である Japan Philippines Nameplates, Inc. (以下、「JPN, INC.」という)において、交際費の異常値を認識したことから、不適切な会計処理が行われている懸念があったため、平成 26 年 12 月 25 日付で内部調査委員会を設置し、調査を実施いたしました。

その結果、当社元常務取締役及び JPN, INC. 元取締役社長が共謀のうえ、JPN, INC. において、①利益配分を目的として JPN, INC. と同業の現地法人を設立し、製造発注したことに伴い、本来 JPN, INC. に帰属すべき利益の流出②偽造領収書及び私的遊興費の領収書を使用した交際費精算金の着服、使途不明金の出金の着服③内規程上支給対象とならない賞与の受給、という利益相反取引により JPN, INC. に損害を与えた不正行為の事実が確認されました。

これらの事実は、当社の全社的な内部統制において、コンプライアンスの徹底が十分でなかったこと、当社のグループ各社に対するモニタリング体制が不十分であったことにより発生したものと認識しております。

なお、元常務取締役の業務管掌範囲における本件外不正の有無を確認するための調査も行いましたが、本件以外の不正行為は発見されませんでした。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を推進し、内部統制の改善及び充実を図り、法令遵守の徹底に努めてまいります。

(1) コーポレート・ガバナンスの機能強化

取締役の業務執行に対する監督機能の強化、経営の透明性の向上を図ってまいります。また、全社を挙げてコンプライアンスを重視する企業風土を醸成し、組織間の相互牽制機能の強化を図ります。

(2) 子会社の管理体制の見直し

複数名の当社役員が関係会社の役員を兼務するとともに、①役員の職責及び権限の明確化②子会社の内部統制の見直し③関係会社での経営会議等の定期開催④定期的な監査の実施を図り今後も継続的に実施してまいります。

(3) コンプライアンス意識の徹底

役職員に対する教育、研修の質を高め、コンプライアンス意識を向上させてまいります。

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記事項のうち、財務報告に係るものにつきましては、平成 27 年 1 月期の有価証券報告書に反映させており、当該連結財務諸表および財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告書における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上